

「神戸市就学援助規則」の一部改正にかかる意見公募結果について

意見募集期間：令和5年2月17日（金）～3月19日（日）

意見公募結果：2件

寄せられたご意見	神戸市の回答
<p>（1）神戸市就学援助規則の一部改正について反対です。</p> <p>神戸市立の小中学校への通学が出来るので、家庭の都合で私立学校等に進学する世帯には、援助は不要だと考える。</p>	<p>就学を取り巻く環境が変化する中で、児童生徒が私立学校等に就学する目的や理由も多様化しています。</p> <p>神戸市としては、就学援助の認定要件に該当するご家庭が、児童生徒が就学する学校の設置主体によることなく、等しく援助を受けることができるよう、対象を拡大することが望ましいと考えています。</p>
<p>（2）神戸市就学援助規則の一部改正について反対です。</p> <p>私立学校に子どもを通わせられる家庭は、生活に困窮しておらず、親族などから援助を受けているか税申告が不要な収入がある世帯である。</p> <p>もし私学に通う家庭に対して就学援助を出すのであれば、預貯金などの資産調査を実施すべきである。</p>	<p>なお、教育や子育て支援に関する給付施策においては、一般的に所得基準が要件として用いられています。</p>